

機関別認証評価における大学及び短期大学の創意工夫を促すための弾力的措置について

1. 背景

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会が取りまとめた「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）（2022 年 3 月 18 日）（以下「審議まとめ」という。）では、以下のような提言がなされました（文部科学省による認証評価機関に対する正式な実施要請は、2024 年 3 月 29 日）。

…社会との人材の往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先導的・先進的な取組を常に行い続けることが期待されている。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。例えば、時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編制可能とするよう、・・・とすることや内部質保証の体制・取組が優れている大学に対しては認証評価の負担を軽減するといった弾力的な取扱いを可能とし、大学の創意工夫を促していくことが必要であろう。

認証評価制度の改善・充実の方向性

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

○認証評価で内部質保証の体制・取組が特に優れていることが認定された大学に対しては、次回の評価においてその体制・取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなど弾力的な措置を可能とする。＜通知等＞

これを受けて本協会では、大学・短期大学における自律的な質保証活動への信頼を基礎に、創意工夫によるさらなる個性の伸張と、それによる理念・目的の実現を後押しすることを目的とし、以下の措置を実施します。

2. 措置

要件を満たした大学・短期大学（以下、原則としてこれらを総称し、「大学」という。）は、「点検・評価報告書」の「現状分析」の記述について、第 10 章「大学運営・財務」を除き、評価項目ごとでなく、章ごとに作成することを選択できるようになります。これにより、大学は、自らの特徴、力を入れている取り組み、今後の発展に向けた固有の課題に焦点を当て、より個性の伸張とそれによる理念・目的の実現に資する自己点検・評価が可能となります。

3. 弾力的措置が実施される評価

2025 年度以降の第 4 期機関別認証評価（大学評価・短期大学認証評価）

4. 要件

前回の第3期機関別認証評価※において以下の要件を満たすこと。

※ 大学評価は2018年度～、短期大学認証評価は2020年度～の評価。

- ① 適合の判定を受けている。(追評価により適合となった場合を除く。)
- ② 前回の第3期認証評価の評価結果が、以下の全要件を満たしている。

ア) 基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。

イ) 基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。

ウ) 基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。

- ③ ①及び②を満たしたうえで以下の要件を満たすこと。

エ) 弾力的措置の対象となることの確認を求める時点において、前回の機関別認証評価以降に自己点検・評価を実施した実績があり、その結果を公表している(全学的な内部質保証活動を対象とした自己点検・評価は必須とする。)

改善報告書の検討結果において、②のア)～ウ)の要件にかかる事項の改善が認められると判断された大学も要件を満たすものとして扱います。ただし、指摘を受けた事項の一部について引き続き改善が求められている場合は、要件を満たさないものとして取り扱います。

5. プロセス

① 要件ア)～ウ)を満たした大学名の公表

機関別認証評価の結果、3つの要件を満たしている大学については、評価結果公表直後に大学名を公表します(評価実施翌年度4月)。評価結果では提言があったために要件を満たしていなかったものの改善報告の結果、要件を満たすことになった大学については、改善報告書の検討結果の公表直後に公表します(通例※であれば、評価実施年度から5年後(次の認証評価の2年前)の4月)。公表と併せ、個々の大学にも通知します。

※ 「通例」とは、評価結果受領後3年経過後に改善報告書を提出するケース、7年周期で評価を受けるケースを指しています。

② 要件エ)の確認申請

①はあくまで要件ア)～ウ)を満たしていることを表すもので、それだけで弾力的措置の対象となるわけではありません。また、要件を満たしていても、弾力的措置の適用を受けるかは大学の判断によります。①で名前が公表された大学で、弾力的措置による評価を希望す

る大学は、要件エ)を満たしていることの確認を本協会に申請する必要があります(次回評価実施の2年前※の10月)〔大学評価ハンドブック〕様式17)。

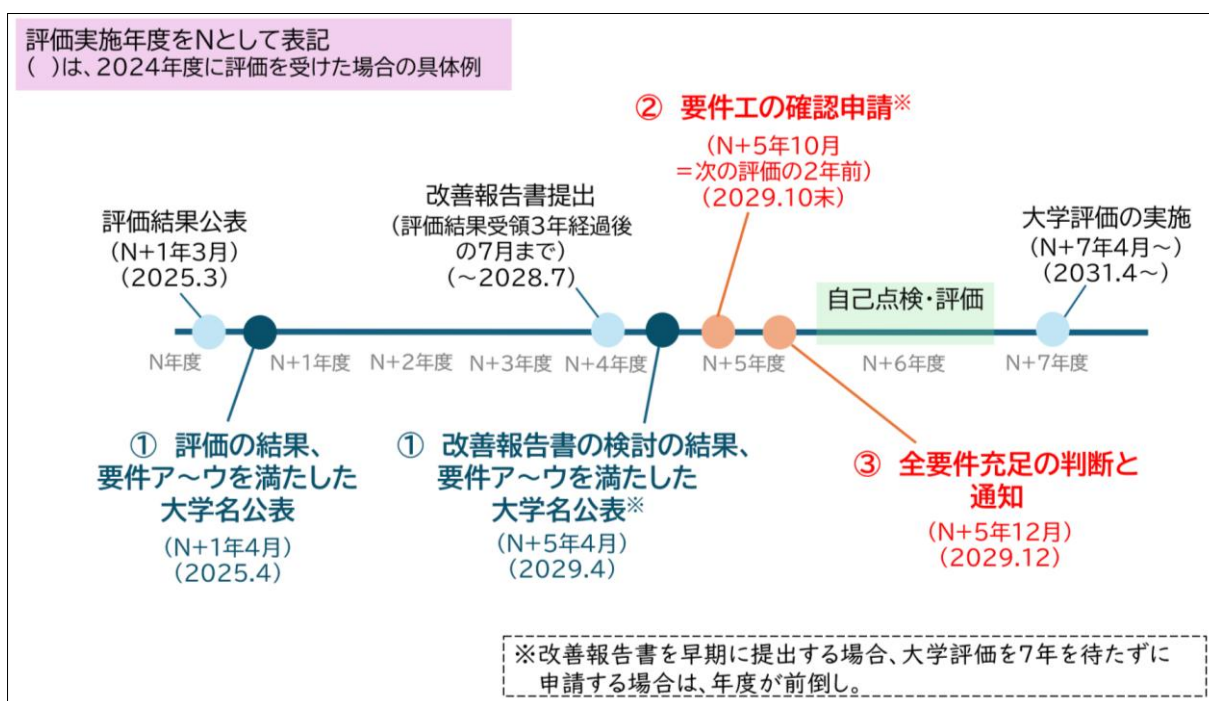
※ 通例によらず改善報告書を早期に提出する場合であっても、評価を受ける2年前に確認申請することに変わりはありません。

なお、要件エ)を満たしていると判断された場合にも、弾力的措置による「点検・評価報告書」の作成を行うか否かは、大学の判断に委ねられます。

③ 全要件充足の判断と通知

申請を受けた本協会は、大学評価委員会または短期大学評価委員会において要件エ)を満たすか否かを判断し、その結果を大学に通知します(次回評価実施の2年前の12月)。

その後、機関別認証評価までに約1年間の点検・評価期間があります。



6. 2018 年度・2019 年度評価実施校に対する例外的措置

2018 年度及び 2019 年度の評価校の場合、5に示した①(大学名公表)については、通常のプロセスで想定されている実施時期を過ぎています。したがって、下記のようにイレギュラーな対応となります(イレギュラー箇所：□)。

	2018 年度評価校 (2025 年度次回評価)	2019 年度評価校 (2026 年度次回評価)
①	2024 年 4 月	
②	2024 年 5 月末	2024 年 10 月末
③	2024 年 6 月	2024 年 12 月

7. 前回の機関別認証評価を他機関で受けた場合

前回の機関別認証評価を他の認証評価機関で受けた大学も、本措置の適用対象となり得ます。その際、要件は以下の通りです。

要件ア)	}	認証評価機関ごとに読み替え（詳細は【別紙】）。
要件イ)		
要件ウ)		
要件エ)	⇒	変更なし。

本協会に対する確認申請の手続等（上記5の②及び③）は、本協会で評価を受けた大学と同様です。なお、本協会で該当する大学名をあらかじめリスト化することはありません。

また、本協会の短期大学認証評価については、第2期最終2ヵ年度（2018年度及び2019年度）の評価校は第3期の評価を受ける機会を持たずに第4期の評価を受けることとなりますので、公平な機会保障の観点から、当該年度評価校についても要件を読み替えて対応します（【別紙】参照）。

8. 弾力的措置の適切な運用を図る取り組みについて

措置を適切に運用していくため、当面の間、弾力的措置の対象となる大学に対して「点検・評価報告書」の作成等に関する個別の説明を実施します。また、その草案確認を行います。具体的なスケジュールは、個別に調整します。

以上

【別紙】：前回の機関別認証評価を他機関で受けた場合等の要件の読み替え

大学

1. 大学改革支援・学位授与機構

	大学基準協会	大学改革支援・学位授与機構
要件ア	基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	領域2「内部質保証に関する基準」において、「改善を要する点」及び領域3「財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準」の基準3－6「大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること」において、「改善を要する点」が提言されていない。
要件イ	基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	領域6「教育課程と学習成果に関する基準」において「改善を要する点」が提言されていない。
要件ウ	基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	
改善確認	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。

2. 日本高等教育評価機構

	大学基準協会	日本高等教育評価機構
要件ア	基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	基準6「内部質保証」及び基準4「教員・職員」の「4－1 教学マネジメントの機能性」に関し、「改善を要する点」及び「参考意見」のいずれも提言されていない。
要件イ	基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	基準3「教育課程」に関し、「改善を要する点」が提言されていない。
要件ウ	基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	基準3「教育課程」の「3－3 学修成果の点検・評価」に関しては、「参考意見」も付されていない。
改善確認	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。

3. 大学・短期大学基準協会

	大学基準協会	大学・短期大学基準協会
要件ア	基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	基準Ⅰ「ミッションと教育の効果」テーマC「内部質保証」に関し、改善意見（「早急に改善を要すると判断される事項」及び「向上・充実のための課題」のいずれも）が提言されていない。
要件イ	基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	基準Ⅰ「ミッションと教育の効果」テーマB「教育の効果」及び基準Ⅱ「教育課程と学生支援」テーマA「教育課程」に関し、「改善意見」（「早急に改善を要すると判断される事項」）が提言されていない。
要件ウ	基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	基準Ⅱ「教育課程と学生支援」テーマA「教育課程」の6及び7に関しては、改善意見（「向上・充実のための課題」）も提言されていない。
改善確認	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。

4. 大学教育質保証・評価センター

	大学基準協会	大学教育質保証・評価センター
要件ア	基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	基準1「基盤評価：法令適合性の保証」及び基準2「水準評価：教育研究の水準の向上」において、「改善を要する点」が提言されていない。
要件イ	基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	
要件ウ	基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	
改善確認	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。	手続が無いため、読み替えることができない。

短期大学

1. 日本高等教育評価機構

	大学基準協会	日本高等教育評価機構
要件ア	基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	基準6「内部質保証」及び基準4「教員・職員」の「4－1 教学マネジメントの機能性」に関し、「改善を要する点」及び「参考意見」のいずれも提言されていない。
要件イ	基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	基準3「教育課程」に関し、「改善を要する点」が提言されていない。
要件ウ	基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	基準3「教育課程」の「3－3 学修成果の点検・評価」に関しては、「参考意見」も付されていない。
改善確認	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。

2. 大学・短期大学基準協会

	大学基準協会	大学・短期大学基準協会
要件ア	基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	基準Ⅰ「建学の精神と教育の効果」テーマC「内部質保証」に関し、改善意見（「早急に改善を要すると判断される事項」及び「向上・充実のための課題」のいずれも）が提言されていない。
要件イ	基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	基準Ⅰ「建学の精神と教育の効果」テーマB「教育の効果」及び基準Ⅱ「教育課程と学生支援」テーマA「教育課程」に関し、「改善意見」（「早急に改善を要すると判断される事項」）が提言されていない。
要件ウ	基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	基準Ⅱ「教育課程と学生支援」テーマA「教育課程」の7及び8に関しては、改善意見（「向上・充実のための課題」）も提言されていない。
改善確認	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。

2018 年度及び 2019 年度に本協会の評価を受けた短期大学の要件の読み替え

	第 3 期短期大学認証評価	第 2 期短期大学認証評価
要件ア	基準 2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	基準 10「内部質保証」に関し、改善勧告及び努力課題のいずれも提言されていない。
要件イ	基準 4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	基準 4「教育内容・方法・成果」に関し、改善勧告が提言されていない。
要件ウ	基準 4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	基準 4「教育内容・方法・成果」の学習成果の測定に関しては、努力課題も付されていない。
要件エ	改善報告書の検討結果を通じ、改善状況を確認。	

2025 年 4 月更新